

組織規程

（目的）

第1条 この組織規程（以下「規程」という。）は、株式会社NO MARK株式会社（以下「会社」という。）の経営組織の基本を定め、職務の責任と権限、命令系統を明らかにし、業務の確実かつ効率的な執行と運用を図ることを目的とする。

（組織単位）

第2条 会社は、次の組織単位を置くことができる。

- （1）本部
- （2）総務部
- （3）事業部

（業務分掌）

第3条 各組織単位の分掌業務は、別に定める職務分掌規程による。

（代表取締役社長の職務）

第4条 代表取締役は会社を代表し、会社業務の大綱を総覧し、重要事項の決定を行うほか、法令、定款、株主総会、臨時総会の決定に基づき、会社業務を総括する。

（取締役の職務）

第5条 取締役は代表取締役の委任する担当業務を行う。

（職位）

第6条 会社は組織に基づき、必要により次の職位を置くものとする。

- （1）部長
 - （2）課長
 - （3）主任
2. 必要があるときは各本部、事業部および部、課に、補佐職として専任部長、専任課長を置くことができる。
3. その他、その規程に定めのない職位も、業務上必要が生じた場合は、取締役の議決を経てこれを置くことができる。

（職務および権限）

第7条 各職位者は、それぞれ所属長の命令および監督を受けて所管業務を遂行し、その責任を負う。

附 則

(規程の改廃)

第1条 この規程の改正は、取締役の議決により行うものとする。

(実施期日)

第2条 この規程は、2023年5月1日より実施する。